

○日本科学未来館科学コミュニケーターの給与に関する規則

(令和2年3月25日令和2年規則第17号)

改正 令和3年3月26日令和3年規則第43号 令和4年3月28日令和4年規則第68号
令和4年9月1日令和4年規則第167号 令和4年12月1日令和4年規則186号
令和5年3月28日令和5年規則第73号 令和6年3月25日令和6年規則第62号
令和7年3月27日令和7年規則第55号

目次

第1章 総則(第1条―第12条)

第2章 給与

第1節 本給(第13条―第16条)

第2節 手当(第17条―第21条)

第3章 給与の特例(第22条―第27条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、日本科学未来館科学コミュニケーターの就業に関する規則(令和2年規則第72号。以下「就業に関する規則」という。)第2条に定める科学コミュニケーターの給与について定める。

(適用範囲)

第2条 この規則は、国立研究開発法人科学技術振興機構(以下「機構」という。)が日本科学未来館科学コミュニケーターとして雇用した者に適用する。

2 機構と科学コミュニケーターとは、労働基準法(昭和22年法律第49条)その他の労働法令の定めるところにより契約を締結するものとする。

(給与の区分等)

第3条 科学コミュニケーターの給与は、本給及び手当とし、それぞれ次の各号に定める区分により支給する。

(1) 本給

(2) 手当

超過勤務手当

扶養手当

通勤手当

住居手当

単身赴任手当

(重複給与の禁止)

第4条 科学コミュニケーターが機構の委員等の他の職に合わせて任命されたときはこれに重複して給与を支給することはできない。

(給与の支給)

第5条 科学コミュニケーターの給与は、法令及び労使協定に定めるところにより科学コミュニケーターの給与から控除すべき金額を控除し、その残額を通貨で直接科学コミュニケーターに支給する。

2 前項の規定にかかわらず、科学コミュニケーターの同意により、科学コミュニケーターが指定する銀行等口座への振込により前項の控除後の給与を支給することができる。
(給与の支給定日及び支給方法)

第6条 科学コミュニケーターの給与の支給定日は、毎月25日(その日が休日に当たるときは、その日前において最も近い休日でない日)とする。

2 科学コミュニケーターの給与は、前項の支給定日において当月分の本給、扶養手当、通勤手当(ただし、職員給与規程(平成15年規程第8号)第27条第7項に規定する「支給単位期間」に係る最初の月に限る。)、住居手当及び単身赴任手当並びに前月1日から末日までの超過勤務手当を支給する。

3 前項のうち年額で規定される支給項目の月額については、各支給項目の年額を12で除して得た金額とする。

4 科学コミュニケーターが毎月16日以後に採用されたとき及び年俸月額及び通勤手当についてこれらの給与が支給されるべき新たな事実の発生したときは、翌月の支給定日に支給する。

5 科学コミュニケーターが死亡又は退職したときは、その際給与を支給する。
(非常時払)

第7条 科学コミュニケーターがその者又はその者の収入によって生計を維持する者の出産、疾病、災害、婚礼、葬儀、その他これらに準ずる非常の場合の費用にあてるため給与の支払を請求したときは、前条の規定にかかわらずこれにその日までの給与を支給することができる。

(給与の日割計算)

第8条 月の中途において採用、退職、休職、復職その他異動があったときの当該月の本給は、その事実の発生した日を基準とし、日割計算をもって支給する。ただし、死亡したとき又は組織の改廃による配置転換が困難なため退職させられたとき等やむを得ない場合においては、この限りでない。

(給与の日額)

第9条 この規則により科学コミュニケーターに支給される給与の日額は、本給を当該月の日数から就業に関する規則第11条に定める休日を除いた日数で除して得た額とする。

(勤務1時間当たりの給与額)

第10条 科学コミュニケーターの勤務1時間当たりの給与額は、本給を就業に関する規則第8条及び第9条に定める勤務時間(以下「所定勤務時間」という。)の1年間における1月平均の時間数で除して得た額とする。

(端数の取扱い)

第11条 この規則の定めるところによる給与計算において、50銭未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨て、50銭以上1円未満の端数のあるときは、その端数金額は1円として計算する。

(給与の調整等)

第12条 給与支給の過誤その他給与の支給に関し調整が必要な場合は、各給与項目の調整を行うこととする。

第2章 給与

第1節 本給

(本給)

第13条 本給は、年俸制とし、第6条及び第11条に基づき分割したものを本給月額として毎月支給する。

2 本給は、科学コミュニケーターの業務経験、業務の成果等を勘案して各人ごとに別表に基づき決定する。

3 本給には、任期制職員給与規則(平成24年規則第12号)第16条に定める期末手当に相当する額及び退職金相当分を含む。

4 科学コミュニケーターの業務の成果については、当該科学コミュニケーターの幅広い組織への貢献、協力姿勢並びに業務への取組姿勢及び行動を含んで評価するものとする。

第14条 削除

(昇給)

第15条 機構は、4月1日から翌年の3月31日までの期間における科学コミュニケーターの勤務成績に応じて、別に定める基準に則り、昇給させることができる。

(業務上の功績による昇給)

第16条 科学コミュニケーターが、業務成績の向上、能率増進等により業務上特に功績のあったときは、別に定める基準により昇給させることができる。

第2節 手当

(超過勤務手当)

第17条 超過勤務手当は、所定勤務時間外及び就業に関する規則第10条の休日において勤務を命ぜられた科学コミュニケーターに対し、その勤務時間1時間につき、第10条に規定する勤務1時間当りの給与額に次の各号に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間にある場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を支給する。

(1) 休日以外の日における所定勤務時間を超える勤務 100分の125

(2) 休日における勤務 100分の135

2 所定勤務時間外及び休日における勤務(就業に関する規則第10条第4項の法定休日における勤務を除く。)の時間が1か月について60時間を超えた科学コミュニケーターに対し、その60時間を超えて勤務した全時間について、前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第10条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間にある場合は、100分の175)を乗じて得た額を支給する。

3 前2項に規定する所定勤務時間外に勤務した時間について、1時間に満たない端数時分があるときは、その端数時分の月の1日から末日までの和を求め、さらにその和に1時間に満たない端数時分のあるときは、その端数時分は次により計算するものとする。

1分以上30分未満は 0時間

30分以上60分未満は 1時間

- 4 前各項の定めにかかわらず、フレックスタイム制実施細則(令和2年細則第21号)の定めによりフレックスタイム制の適用を受ける任期制職員の超過勤務手当については、同細則の定めるところによる。

(扶養手当)

第18条 扶養手当は、扶養親族のある科学コミュニケーターに対し支給する。

- 2 前項に掲げる扶養手当の額は、定年制専門職員給与規則(平成28年規則第138号)第18条の3を準用して支給する。

(通勤手当)

第19条 通勤手当の支給については、職員給与規程第27条の規定を準用する。

(住居手当)

第20条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する科学コミュニケーターに支給する。

- (1) 自ら居住するための住宅(貸間を含む。次号において同じ。)を借り受け月額16,000円を超える家賃(使用料を含む。)を支払っている科学コミュニケーター(公務員宿舎等に入居している科学コミュニケーターを除く。)
- (2) 次条第1項の規定により単身赴任手当を支給される科学コミュニケーターで、配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が居住するための住宅(公務員宿舎等を除く。)を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして別に定めるもの
- 2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる科学コミュニケーターの区分に応じて、当該各号に掲げる額(当該各号のいずれにも該当する科学コミュニケーターにあつては、当該各号に掲げる額の合計額)とする。

- (1) 前項第1号に掲げる科学コミュニケーター

次に掲げる科学コミュニケーターの区分に応じて、それぞれ次に掲げる額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額

ア 月額27,000円以下の家賃を支払っている科学コミュニケーター

家賃の月額から16,000円を控除した額

イ 月額27,000円を超える家賃を支払っている科学コミュニケーター

家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円)を11,000円に加算した額

- (2) 前項第2号に掲げる科学コミュニケーター

前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)

- 3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項については、職員給与規程第28条第3項の規定を準用する。

(単身赴任手当)

第21条 事務所を異にする異動に伴い住居を移転し父母の疾病その他の別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった科学コミュニケーターで、当該異動の直前の住居から当該異動の直後に在勤する事務所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるものうち、単身で生活す

ることを常況とする科学コミュニケーターには、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する事務所に通勤することが、通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

- 2 前項に定めるもののほか、単身赴任手当の取扱いについては、職員給与規程第30条、単身赴任手当の支給に関する細則(平成15年細則第10号)及び国家公務員の例を準用する。

第3章 給与の特例

(欠勤者の給与)

第22条 業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり欠勤する者に対する欠勤期間の給与は、欠勤を始めた日から就業に関する規則第49条第1項に定める期間までの全額を支給する。その他の負傷又は疾病により欠勤した場合又は就業に関する規則第15条に該当する場合、その欠勤した日又は時間については、第9条及び第10条の規定により計算した給与の日額及び勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

- 2 前項以外のやむを得ない事由による欠勤者(就業に関する規則第13条の規定による欠勤の届出がなかった場合を除く。)に対する給与は、欠勤を始めた日から1か月、本給、扶養手当及び住居手当の全額を支給し、その欠勤が引き続き1か月を超えるときは、その1か月を超えた日から当該欠勤の継続する間、本給、扶養手当及び住居手当の半額を支給する。

(休職期間中の給与)

第23条 業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり休職を命じられた科学コミュニケーターに対しては、その休職期間中給与の全額を支給する。

- 2 就業に関する規則第39条の規定により休職を命じられた科学コミュニケーターに対する休職期間中の給与は、本給、扶養手当及び住居手当についてそれぞれ次の各号に定める割合を乗じた額を支給する。

(1) 就業に関する規則第39条第1項第1号の事由により休職を命じられたときは、100分の80

(2) 就業に関する規則第39条第1項第2号の事由(業務上又は通勤による傷病を事由とする場合を除く。)により休職を命じられたときは、当該休職期間が1年までは100分の80、当該休職期間が1年を超える期間については、零

(3) 就業に関する規則第39条第1項第3号の事由により休職を命じられたときは、100分の60

- 3 就業に関する規則第39条第1項第4号から第6号までの規定により休職を命じられた科学コミュニケーターに支給する休職期間中の給与は、そのつど定める。

(介護休業等期間中の科学コミュニケーターの給与等)

第24条 就業に関する規則第46条の規定による介護休業又は介護のための勤務時間短縮(以下「介護休業等」という。)の期間中の科学コミュニケーターの給与については、その期間の勤務しない時間について第10条の規定により計算した額を減額して給与を支給する。

- 2 前項に定めるもののほか、介護休業等期間中の科学コミュニケーターの給与等の取扱いについては介護休業等に関する細則(平成15年細則第6号)に定めるところによる。ただし、同細則第8条第2項及び第3項を除く。

(育児休業等をする科学コミュニケーターの給与等)

第25条 育児休業又は出生時育児休業をしている科学コミュニケーターに対する給与は、当該休業の期間中支給しない。

- 2 科学コミュニケーターが勤務時間の短縮により勤務をしないときは、その勤務しない時間について第10条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。
- 3 前2項に定めるもののほか、育児休業、出生時育児休業、育児のための勤務時間短縮及び育児時間を取得する科学コミュニケーターの給与等の取扱いについては、育児休業等に関する細則(平成15年細則第5号)に定めるところによる。

(配偶者同行休業をする科学コミュニケーターの給与等)

第26条 配偶者同行休業者に対する給与は、当該配偶者同行休業の期間中支給しない。

- 2 前項に定めるもののほか、配偶者同行休業者の給与の取扱いについては、配偶者同行休業に関する細則(平成26年細則第31号)第9条第1項及び第10条第2項に定めるところによる。
(この規則により難しい場合の措置)

第27条 特別の事情によりこの規則の規定によることが適当でないと認められる場合には、雇用契約書において別段の取扱いをすることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和2年6月30日までの科学コミュニケーターへ支給する本給の取扱いについては、この規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(令和3年3月26日令和3年規則第43号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、この規則の施行前に在籍する科学コミュニケーターの給与の支給において、別表第2 役割階層給(バンド給)年俸表は、令和3年7月1日から適用する。

附 則(令和4年3月28日令和4年規則第68号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、この規則の施行前に在籍する科学コミュニケーターの給与の支給において、別表第2 役割階層給(バンド給)年俸表は、令和4年7月1日から適用する。

附 則(令和4年9月1日令和4年規則第167号)

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

附 則(令和4年12月1日令和4年規則186号)

この規則は、令和4年12月1日から施行する。

附 則(令和5年3月28日令和5年規則第73号)

この規則は、令和5年4月1日より施行し、改正後の別表第1年齢給表及び別表第2役割階層給(バンド給)年俸表は、この規則の施行前に在籍する科学コミュニケーターにおいて、令和5年7月1日から適用する。

附 則(令和6年3月25日令和6年規則第62号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、改正後の日本科学未来館科学コミュニケーターの給与に関する規則別表については、令和6年7月1日から適用する。
(令和6年4月1日から令和6年6月30日までの給与)
- 2 令和6年4月1日から令和6年6月30日までの間については、次の各号に基づき、第6条及び第11条により分割したものを本給月額として毎月支給する。
 - (1) 第3条第1号に規定する本給は、附則別表第1の年齢給、附則別表第2の役割階層給(バンド給)及び第3項の調整給を合算したものとする。
 - (2) 年齢給は、科学コミュニケーターの業務経験を勘案した年齢によって決定し、役割階層給(バンド給)は、科学コミュニケーターの業務の成果、職務内容、役割、責任等を勘案して各人ごとに決定する。年齢給と役割階層給(バンド給)を加えたものを基本年俸とし、基本年俸には、期末手当に相当する額を含む。
 - (3) 調整給は、退職金に相当する額として、基本年俸に100分の12を乗じて得た額を年額とする。

附則別表第1

年齢給表

令和6年4月1日適用

年齢	年齢給 (年額)
18	1,892,400
19	1,916,400
20	1,940,400
21	1,964,400
22	1,987,200
23	2,010,000
24	2,032,800
25	2,055,600
26	2,077,200
27	2,098,800
28	2,120,400
29	2,142,000
30	2,162,400
31	2,182,800
32	2,203,200

33	2,223,600
34	2,242,800
35	2,262,000
36	2,281,200
37	2,300,400
38	2,318,400
39	2,336,400
40	2,354,400
41	2,372,400
42	2,389,200
43	2,406,000
44	2,422,800
45	2,439,600
46	2,439,600
47	2,439,600
48	2,439,600
49	2,439,600
50	2,439,600
51	2,439,600
52	2,439,600
53	2,439,600
54	2,439,600
55	2,439,600
56	2,439,600
57	2,439,600
58	2,439,600
59	2,439,600
60	2,439,600

附則別表第2

役割階層給(バンド給)年俸表

令和6年4月1日適用

	基準年額
アソシエイト層	814,353円～2,053,529円

附 則(令和7年3月27日令和7年規則第55号)

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

別表

令和7年4月1日適用

号俸	年俸額	月額
S-1	3,314,400	276,200
S-2	3,430,800	285,900
S-3	3,548,400	295,700
S-4	3,667,200	305,600
S-5	3,786,000	315,500
S-6	3,898,800	324,900
S-7	4,015,200	334,600
S-8	4,128,000	344,000
S-9	4,242,000	353,500
S-10	4,351,200	362,600
S-11	4,462,800	371,900
S-12	4,573,200	381,100
S-13	4,682,400	390,200
S-14	4,794,000	399,500
S-15	4,903,200	408,600
S-16	5,013,600	417,800
S-17	5,124,000	427,000
S-18	5,233,200	436,100
S-19	5,342,400	445,200
S-20	5,452,800	454,400
S-21	5,559,600	463,300
S-22	5,666,400	472,200
S-23	5,774,400	481,200
S-24	5,881,200	490,100
S-25	5,985,600	498,800
S-26	6,093,600	507,800
S-27	6,199,200	516,600
S-28	6,304,800	525,400
S-29	6,410,400	534,200
S-30	6,516,000	543,000
S-31	6,622,800	551,900
S-32	6,724,800	560,400
S-33	6,828,000	569,000
S-34	6,932,400	577,700
S-35	7,036,800	586,400

備考 大学卒業後(新卒)に採用された科学コミュニケーターは、S-3号、修士修業後(新卒)に採用された科学コミュニケーターは、S-5号、博士号取得直後(新卒)に採用された科学コミュニケーターは、S-10号を基準とする。博士課程単位取得退学については、修士修業後として格付を行うものとする。